

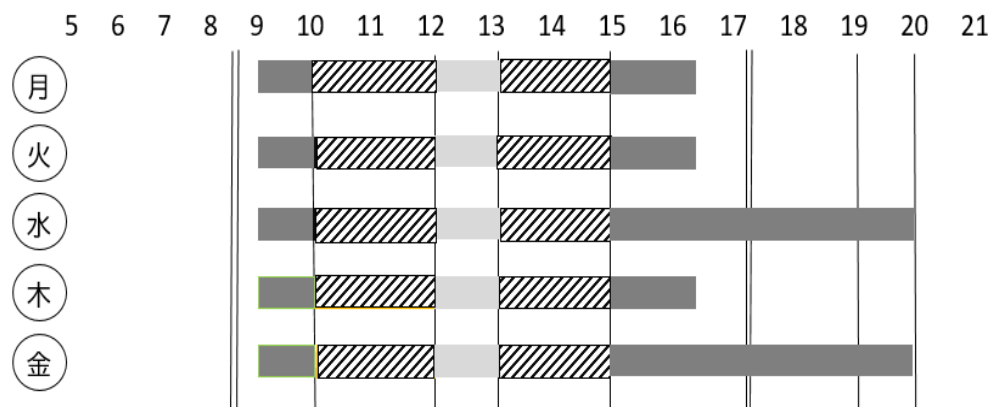
令和 7 年 6 月定例会

補正予算等特別委員会資料

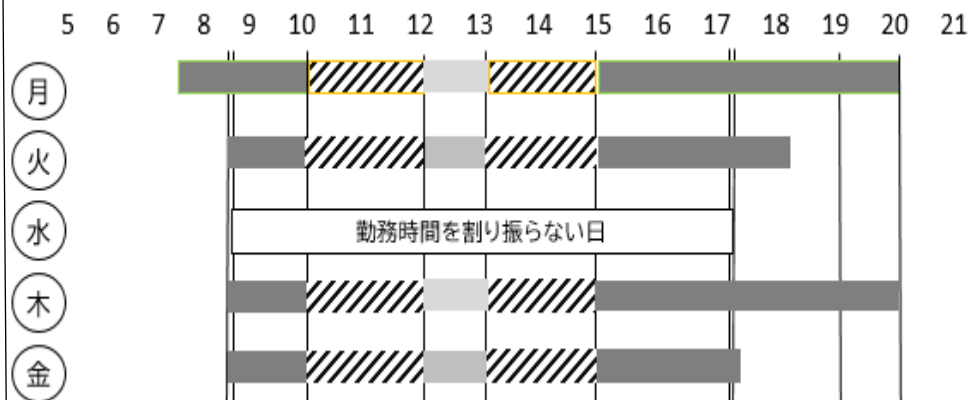
1. フレックスタイム制についてのモデル図

総合政策部 人事課

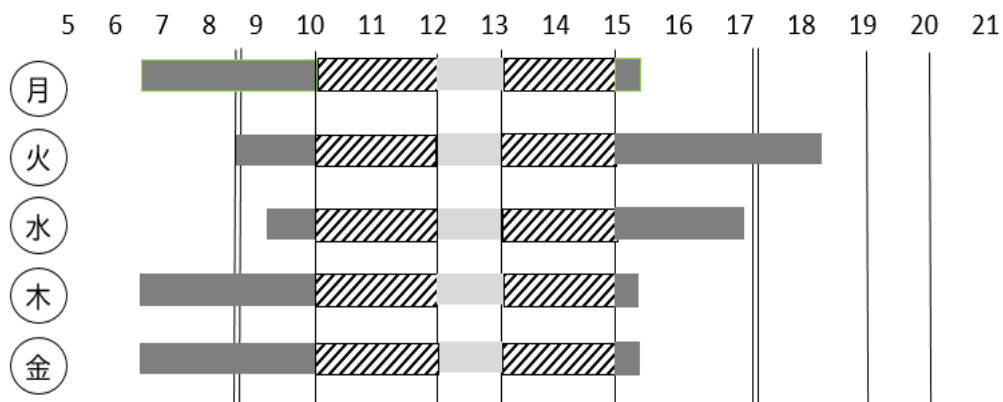
モデル①：育児・介護に活用



モデル③：週休3日として、自己啓発に活用



モデル②：効率的な働き方及び朝型勤務に活用



【凡例】

- コアタイム（必ず勤務すべき時間）
- コアタイム以外の勤務時間
- 休憩時間
- 8:30～17:15（通常の勤務時間）

※モデル①～③は、単位期間（総労働時間を一致させる一定期間）を1週間（38時間45分/週）とした場合のモデルである。

2. 老人福祉施設整備指導監督事務経費の詳細がわかるもの一覧

福祉部 介護福祉課

・訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

① 人材確保体制構築支援事業	事業内容		予算要求額（千円）	内訳	
				国費	市費
	研修体制の構築の支援		500	333	167
	中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援		1,200	900	300
	経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	中山間地域等又は離島等地域に所在する事業所に対して補助する場合	600	450	150
		中山間地域等又は離島等地域に所在しない事業所に対して補助する場合	3,344	2,229	1,115
	合計		5,644	3,912	1,732

② 経営改善支援事業	事業内容		予算要求額（千円）	内訳	
				国費	市費
	経営改善の支援 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援		4,000	2,666	1,334
	小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	中山間地域等又は離島等地域に所在する事業所に対して補助する場合	2,000	1,500	500
		中山間地域等又は離島等地域に所在しない事業所に対して補助する場合	1,500	1,000	500
	合計		7,500	5,166	2,334

3 特産団地育成経費について

- ・事業に対する補助の詳細がわかるもの
- ・奈良市お茶農家の実態がわかるもの（平成22年以降）作付経営体数、作付面積、荒茶出荷量

観光経済部 農政課

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

【令和7年度概算決定額 8,000百万円】
（令和6年度補正予算額 40,000百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

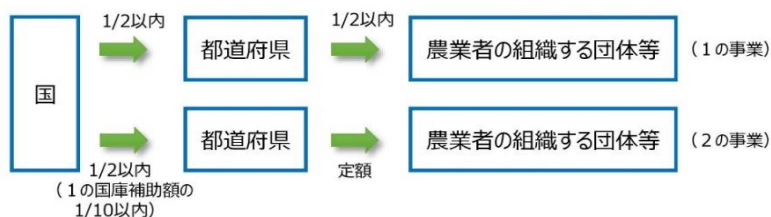
1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

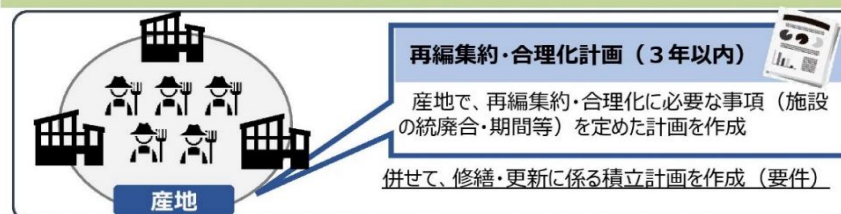
2. 再編集約・合理化のさらなる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県**が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

※ 補助上限額：20億円/年×3年
※ 既存施設の撤去費用を含む。



・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用



内部設備の増強

農業の構造転換を実現

【お問い合わせ先】 農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）

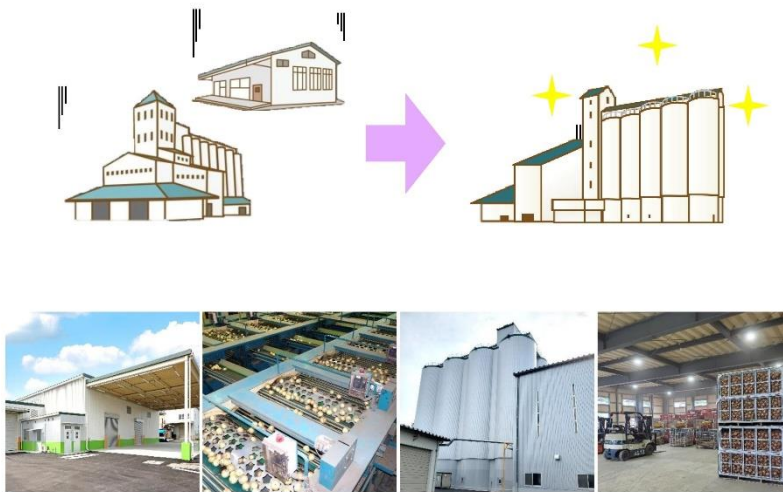
出典：農林水産省

3 特産団地育成経費について

- ・事業に対する補助の詳細がわかるもの
- ・奈良市お茶農家の実態がわかるもの(平成 22 年以降)作付経営体数、作付面積、荒茶出荷量

観光経済部 農政課

新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (再編新事業)



農林水産省
令和7年1月

目次

I. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容	1
(1) 支援対象となる取組等	2
(2) 主な採択要件	3
(3) 支援対象者(取組主体)	3
(4) 補助率等	3
(5) 事業の上限額	3
(6) 面積要件	4
(7) 取組実施計画	4
(8) 再編集約・合理化計画	5
(9) 修繕・更新に係る積立計画	5
(10) 配分基準について	6
II. 取組の評価	7
III. 事業実施の手続の流れ	7

I. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

再編集約

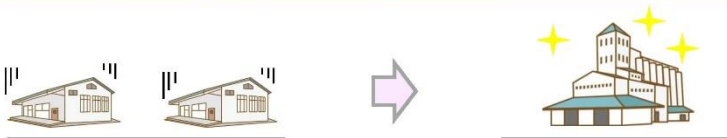
複数の既存の共同利用施設について、**その機能を新たに編成し直す**又は**集める等により整理すること**で管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要な**施設の新設**、既存施設の**移設**、**増築**及び**改修**並びに**これらに伴う既存施設の廃棄等**を行うことを指します。

なお、再編集約の前後で**施設数が減少**すること又は**同数**であることが要件となります。

複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



合理化

一つの既存の施設について、**その機能を向上させること**で管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要な**施設の新設**、既存施設の**移設**、**増築**及び**改修**並びに**これらに伴う既存施設の廃棄等**を行うことを指します。

なお、合理化の前後の**施設数が同数**であることが要件となります。

※既存の施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、対象外です。

既存施設の役割を見直し、効率的に利用



1

(1) 支援対象となる取組等

1 再編集約に係る取組

(例) 複数の共同利用施設（穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設など）を再編集約し、農産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築や既存の施設の効率的な管理・運営を行う取組。

2 合理化に係る取組

(例) 老朽化した施設の建替えや移設、改修等による合理化を行うとともに、施設の合理的な利用や生産性の向上等を行う取組。

※ 1・2 の取組を行う際、**不要となった既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地も支援対象**となります。

【共同利用施設の例】



集出荷貯蔵施設



乾燥調製施設



農産物処理加工施設



低コスト耐候性ハウス

改修：成果目標の達成に必要な**新用途としての能力の発揮**又は**増強のための設備導入と一体的に行う改修**（耐震化工事及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）であり、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- (ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修の方が経済的に優れていること。
- (イ) 改修を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。
- (ウ) 必要な場合は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により、財産処分の申請を行い、財産処分の承認を受けていること。



増築



移設



耐震化工事



中古施設の取得

廃棄等：事業に伴い発生する**既存施設の解体、撤去、廃棄**及び**これらに伴う整地**。



解体



撤去



廃棄



整地

※ 農業用施設（本事業で支援可能な施設）に限る。

※ 原則、法定耐用年数を経過（必要な場合は財産処分をあらかじめ行う又は承認を受ける見込み）していること。

※ 廃棄する設備等を売却する際は、売却して得た対価を補助対象経費から控除すること。

2

(2) 主な採択要件

- ・ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること。
- ・ 成果目標の基準を満たしていること。
- ・ 面積要件等を満たしていること。
- ・ 再編集約・合理化計画を策定していること。
- ・ 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。
- ・ 原則として、単年度あたりの総事業費が5千万円以上であること。
- ・ 再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること。



(3) 支援対象者（取組主体）

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人等）等です。



(4) 補助率等

- ① 共同利用施設の再編集約・合理化
事業費の **1/2 以内等** を支援します。
- ② 再編集約・合理化の更なる加速化
①の取組に際して、**都道府県が①の事業費の一部を負担する場合、都道府県が負担する額の1/2以内（※）** を国が追加的に支援します。
※ただし、本メニューにおける補助上限は①の国費の1/10以内です。

(5) 事業の上限額

国費要望額は原則、**単年度あたり20億円が上限**です。

※ その他、取組主体別の上限額や施設毎の上限事業費があります。

3

(6) 面積要件

品目毎に面積要件を設定しています。主な面積要件は、以下の通りです。

品目名	平場	中山間地域等
土地利用型作物	稲	50ha
	麦	北海道：60ha 都府県：30ha
	大豆	20ha
	子実用とうもろこし	5ha
畑作物・地域特産物	はれいしょ	北海道：50ha 都府県：25ha
	茶	10ha
果樹	果樹（※1）	10ha
野菜	露地野菜	10ha
	施設野菜	5ha
花き	露地花き	5ha
	施設花き	3ha

- ※1 かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルで露地栽培のもの。
 ※2 ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。
 ※3 付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合は北海道においては10ha、都府県においては5ha。

(7) 取組実施計画

- 取組主体は、事業内容や成果目標を設定した「取組実施計画」を作成します。
- 本事業においては、1つの取組実施計画について、**最大3か年の取組**とすることができます。

事業の活用イメージ

利用率の低い施設の再編による維持費の低減

利用率が低下していたA地区・B地区・C地区の乾燥調製施設を1つに集約
↓
施設数の減少による利用率の向上・維持費の低減を実現



機能の集約による作業の効率化

各地域でそれぞれ実施していた選果・選別・パッケージの作業を広域集出荷センターに集約
↓
労働力の集約・大型機械による作業の効率化を実現



既存施設における機能の向上

既存の大型加工機1ラインを改修し、2ラインでの加工を可能とする施設に体制変更
↓
受入数の増加と作業効率の向上を実現



4

(8) 再編集集約・合理化計画

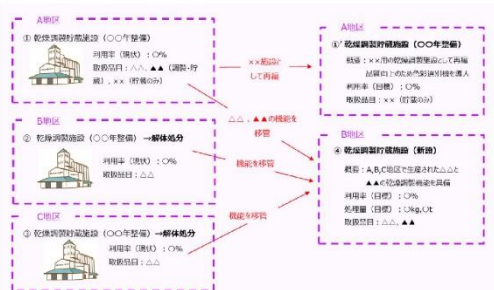
取組主体は、共同利用施設の再編集集約・合理化及びその後の計画的な利用を促進するため、再編集集約・合理化計画の策定が必要です。

作成方法

取組主体を中心に、関係者（農業者、地方公共団体、JA、農業関連業者等）で連携し、地域における複数の共同利用施設の再編集集約、又は1つの共同利用施設の合理化に係る計画を立てます。

計画作成にあたっては、**再編集集約・合理化の計画（3年以内）と、再編集集約・合理化後の目標年度までの利用に関する計画**をあわせて考えます。

その際、施設における利用率の向上、加工、製造及び流通コストの低減等を鑑みた計画の作成を御検討ください。



(9) 修繕・更新に係る積立計画

取組主体は、施設の修繕・更新、適切な維持管理等に関する関係者の理解の醸成と**当該施設の修繕及び更新等に要する資金の計画的な確保を目的として、施設の修繕・更新に係る積立計画の策定**が必要です。

作成方法

- 本事業で整備する施設について、**将来必要となる修繕、更新及びメンテナンス等についての内容及びその費用を検討**します。
- ①の費用をまかなうための資金として、**積立金額を算定**します。①の費用は全て積立金でまかなえるように設定するのが好ましいですが、**現在の利用者世代と将来の利用者世代の負担を鑑みて、適切な額を設定**します。
- 積立金のみでまかなえない場合は、**他事業の収入等を資金にあてていただいても構いませんが**、国費を前提とせず、自己資金で修繕・更新ができる計画を御検討ください。

(積立計画の確認ポイント)

- ア 次期建替え時に総事業費を賄う積立金額になっているか
- イ 次期建替えまでに必要となる修繕費用が含まれているか
- ウ 経常的に必要となるメンテナンス経費が含まれているか
- エ 資金調達計画が妥当か
- オ 積立計画について取組主体として組織決定がされているか
- カ 将来的な利用者・受益面積等の見込が妥当となっているか

※計画作成後は、将来を見据えた計画となるよう、概ね5年ごとに見直してください。

(積立金の例)

- ① 施設の利用料金
- ② 農産物の販売事業や購買事業等の収入 等



5

(10) 配分基準について

取組主体は、再編集集約・合理化に資する目標や生産コストの削減等の目標に沿って、品目ごとに設定された目標や政策課題の解決を目指す目標の中から成果目標を設定します。

国は、**選択された成果目標（取組）をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定**します。配分対象を選定したのち、都道府県に対し配分対象となった計画の国費要望額を交付します。

基本ポイント

- 取組主体は、成果目標のポイント（基本ポイント）を2つを選択します。
- 基本ポイントは、達成すべき成果目標（10ポイント）と現況値ポイント（5ポイント）で構成されており、事業の採択にあたっては、**基本ポイント16/30ポイント以上、更なる加速化のメニューを活用する場合は、基本ポイント20/30ポイント以上**が必要となります。
- ①再編集集約と②合理化を行う場合で、選択可能な成果目標が異なりますのでご注意ください。

取組内容	再編目標	品目目標	取組目標（輸出など）
①複数施設の再編集集約	必須	どちらか1つ	
②施設の合理化（1施設→1施設）	—	2つ または 1つ	— 1つ

○再編目標の例

- ①再編後の施設の製造コストの削減
- ②再編後の施設の労働生産性の向上
- ③再編後の施設の利用率が80%以上 等

○品目目標及び取組目標の例

- ①契約取引の割合増加
- ②労働時間の縮減
- ③上位規格品の割合増加
- ④販売額の増加 等

加算ポイント

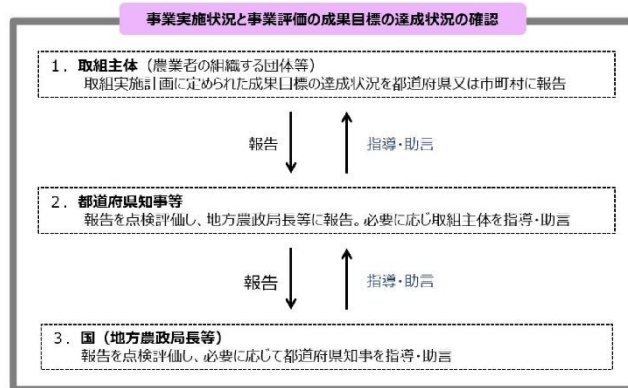
以下の取組について、ポイントを加算します。

	ポイントの内容	ポイント	合計
基本	・ 成果目標 2つの成果目標を選択 各成果目標の水準に応じて最大10P・現況値に応じて最大5P	15P×2=30P	最大30P
加算	・ 既存施設の耐用年数の経過期間加算 緊急性に応じた既存施設の耐用年数の経過期間に応じたポイント加算 〔主な既存施設の耐用年数の経過期間が、 5～14年：1P、15～19年：2P、20年以上：3P〕	1～3P	最大33P
	・ 再編集集約化加算 複数施設を再編集集約により、稼働施設の数が増加する場合のポイント加算 〔再編集集約前と比較して、再編集集約後の施設数が、 1減：1P、2減：2P、3以上減：3P〕	1～3P	最大36P
	・ 都道府県加算	2Pまで (北海道は持ち点3P)	最大38P
	・ 将来像が明確化された地域計画との連携加算 受益地のある市町村の半数以上において、将来像が明確化された地域計画が策定されている場合にポイント加算	1P	最大39P
	・ みどりの食料システム戦略、スマート農業技術の推進加算 特定環境負荷低減事業活動実施計画及び環境負荷低減事業活動実施計画又は生産方式革新実施計画の認定を受けている受益者の割合に応じてポイント加算	1～2P (いずれか一つのみ採用。 受益者割合が5割以上で1P、8割以上で2P)	最大41P
	・ 輸出事業計画、GAP認証認定、農福連携加算	1P (いずれか1つのみ採用)	最大42P

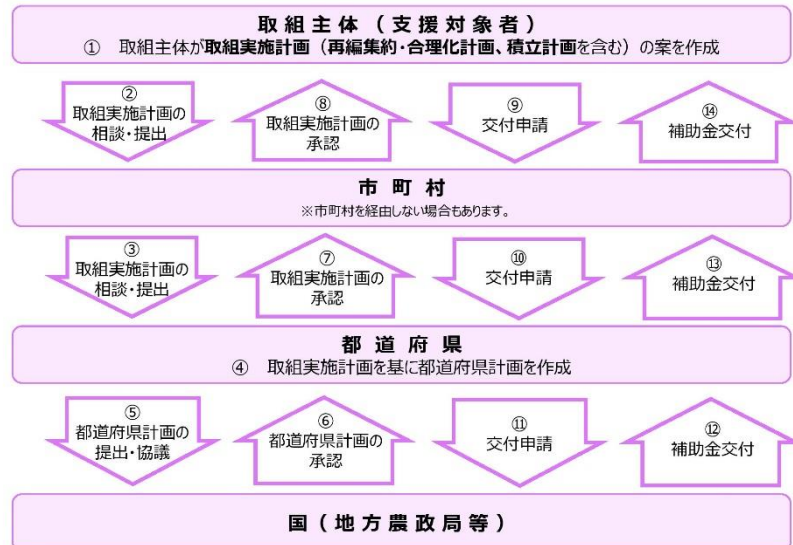
6

II. 取組の評価

- ① 成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度（複数年の場合は事業完了年度）の翌々年度です。
- ② 取組主体は、事業実施から目標年度までの間、毎年度事業実施状況を関係機関に報告し、必要に応じて指導・助言を受けて改善を図ります。
- ③ 事業の評価は、目標年度の翌年度において自ら評価を行い、それぞれ関係機関に報告します。
- ④ 評価結果に基づき、取組主体は必要に応じて指導・助言等を受けて改善を図ります。



III. 事業実施の手の流れ



7

事業の通知等

新基本計画実装・農業構造転換支援事業の各種通知や事例などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業 検索



http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougouyou/index.html

お問い合わせ先一覧（総合窓口）

事業内容や申請に関するお問い合わせは、都道府県の担当窓口までご相談ください。都道府県の担当窓口がご不明の場合は、下記までお問い合わせください。

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官

☎ 011-330-8807

www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 022-221-6179

関東農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官、生産総合指導係

☎ 048-740-0026

北陸農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 076-232-4302

東海農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 052-223-4622

近畿農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 075-414-9020

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 086-224-9411

九州農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官、生産総合指導係

☎ 096-211-9111（内線4440）

地方農政局Webサイト一覧
www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局

☎ 098-866-1653

農林水産部生産振興課 担当：課長補佐（農産）、生産総合指導係

www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 農産局総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

☎ 03-3502-5945：新基本計画実装・農業構造転換支援事業全般的



3 特産団地育成経費について

- ・事業に対する補助の詳細がわかるもの
- ・奈良市お茶農家の実態がわかるもの（平成22年以降）作付経営体数、作付面積、荒茶出荷量

観光経済部 農政課

調査年度	奈良市			奈良県			出典等
	作付経営体数 (戸)	作付面積 (ha)	荒茶出荷量 (t)	作付経営体数 (戸)	作付面積 (ha)	荒茶出荷量 (t)	
2010（平成22）	194	調査なし	調査なし	335	調査なし	2,380	出典：農林業センサス2010（農林水産省） ※荒茶出荷量は農林水産省作物統計
2015（平成27）	139	446	調査なし	241	608	1,760	出典：農林業センサス2015（農林水産省） ※荒茶出荷量は農林水産省作物統計
2020（令和2）	94	357	調査なし	169	488	1,490	出典：農林業センサス2020（農林水産省） ※荒茶出荷量は農林水産省作物統計
2021（令和3）	調査なし	調査なし	1,025	調査なし	調査なし	調査なし	出典：奈良県北部農業振興事務所調べ
2022（令和4）	調査なし	調査なし	1,191	調査なし	調査なし	調査なし	出典：奈良県北部農業振興事務所調べ
2023（令和5）	調査なし	調査なし	1,097	調査なし	調査なし	調査なし	出典：奈良県北部農業振興事務所調べ
2024（令和6）	81	297	1,016	144	435	1,316	出典：奈良県北部農業振興事務所調べ

4 街路灯管理経費について・内訳や保守点検の詳細がわかるもの一式

建設部 道路維持課

街路灯管理経費

1 2 委託料

灯籠型照明点検業務委託

予算額 500万円

点検実施予定数 200基

点検内容

- ・ 現地踏査
- ・ 高所作業車対応点検
- ・ 板厚測定
- ・ 点検記録表作成
- ・ 点検報告書作成



1 4 工事請負費

ハイウェイ灯修繕工事

予算額 2,100万円

修繕実施予定数 70基

修繕内容 ハイウェイ灯の腐食部分の修繕